

要 望 書

令和5年10月16日

殿

一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会
会 長 田 中 美保子

平素より知的障害・発達障害のある人たちとその家族に対して多大なご尽力を賜り、県当局並びに県議会に對しまして厚くお礼申し上げます。

私ども手をつなぐ育成会は、障害のある人たちが各ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して豊かな暮らしができる共生社会の実現を願って活動を進めてきました。それぞれの地域で障害のある人たちの権利が守られ、意思が尊重された社会参加ができるために、地域の人たちの理解と障害のある人達の生活を支える基盤の整備がさらに進むことを願っています。

新型コロナウイルス感染拡大により“集まること”が難しかった状況が続きましたが、社会活動も復活の気配がみられるようになってきました。障害のある人たちにとりましても、様々な地域での活動が戻り、より意欲的な生活ができますようにご支援をお願いいたします。

記

I 急激な物価高騰に対する対応について

- 多くの日常生活用品や光熱費等の値上がりが続いており、障害者の生活状況及び障害者を支援する障害福祉サービス事業者を取り巻くさまざまな経済環境は、物価高騰の直撃を受けて厳しい状況となっています。障害のある人が安心して暮らすため、また障害福祉サービスがエッセンシャルワークとしての機能を果たしていくためにも経済的支援を行っていただきたい。

II 共生社会に向けての啓発活動について

- 共生社会の実現のためには、相模原市の障害者施設での悲惨な事件を風化させないことが大切であると思います。市町村の地域生活支援事業などでも差別意識解消のための啓発活動を進めていただきたい。
- 岡山県が進めているあいサポート運動やヘルプマーク・ヘルプカードの普及活動に感謝しています。障害のある人のなかには、自分が「困っている」ことを伝えられない人もいます。今後もあいサポート運動の推進、公民館や図書館などの公共施設、病院、商業施設、バス・電車など交通機関にポスターを掲示することにより啓発活動を進めていただきたい。

Ⅲ 相談支援体制の整備について

- 相談支援は知的障害者とその家族にとって不可欠なものです。岡山県では相談支援事業所の数が増えています。全市町村に相談支援事業所を配置していただきたい。
- 高齢化が進むことへの不安を持つ家庭が増えており、セーフティネットとしての相談支援体制を充実させていただきたい。会員からはモニタリングの間が長く空いたり、また簡略化されてきたりしているという不安の声を聞きます。相談支援体制の充実を図るため、担当職員増と報酬単価の引き上げを国に働きかけていただきたい。

Ⅳ 安心・安全な地域生活支援・高齢化への対応について

- 知的障害者の地域生活を支えるため、高齢化への対応のためにも、県下全域に「地域生活支援拠点等の整備」を進めていただきたい。また、この整備を進めるなかで、日中サービス支援型のグループホームや緊急対応としての短期入所の受け入れ先増を進めていただきたい。
- 病院での診察が苦手な障害児者の病院さがしで困っている家庭があります。岡山県では「かかりつけ医等の発達障害対応力向上のための研修会」が開催されており、今後も医療関係者等に障害者理解を図る取り組みを進めていただきたい。
- 障害のある人のスポーツや芸術・文化活動、様々な余暇活動への関心や理解が進んできました。障害のある人たちの余暇活動が支援者不足や経済的な問題で困難な人がいます。障害のある人の余暇活動について市町村で支援をいただきたい。

Ⅴ 自然災害への対応について

- 毎年のように全国各地で大きな自然災害が発生しています。岡山県では平成30年の西日本豪雨災害で大きな被害を受け危機意識の高まりがありました。現在は薄れてきたように感じています。いつ発生するかわからない災害に対して備えるためにも、各市町村での研修や個別の避難計画の作成、福祉避難所の周知と公開などを進めていただきたい。

Ⅵ 権利擁護について

- 障害者虐待防止法が施行されて以来、障害者虐待事例対応状況等の調査結果をみると、相談・通報件数、虐待判断件数ともに増加傾向にあります。障害者虐待への理解が進んできたとも取れますが、虐待防止のために、次の点について指導をお願いします。
 - ・ 施設・事業所の虐待防止委員会の定期的な開催と継続
 - ・ 各市町村の窓口の周知と養護者に寄り添った対応
 - ・ 必要に応じ養護者からの切り離しと福祉サービス利用の周知
- 強度行動障害のある人への支援が課題になってきています。県では岡山県自立支援協議会 強度行動障害支援部会で実態把握と支援について取り組みを進めていただいておりますが、「人員体制が不十分、精神的負担、専門性の不足、環境設定の困難さ」などの問題について検討をお願いしたい。また、家族支援のあり方と共に強度行動障害者に必要な福祉サービス、地域の関連機関との連携による取り組み、地域のリーダー（コーディネーター）の養成についても検討をお願いしたい。

Ⅶ 障害者の労働と雇用について

- 令和6年度より事業所での合理的配慮が義務になります。働くことによる社会参加ができるためには、キーパーソンとなる「相談できる人」がいる職場、また、「合理的配慮」が話し合える雰囲気職場づくりが大切です。労働関係機関や障害者就業・生活支援センターなどが専門的立場から啓発を進めていただきたい
- 自治体での障害者雇用が進み感謝しています。労働時間についても多様な働き方ができるようになり、より多くの市町村で知的障害の特性に合った職務内容や労働時間などを考慮した雇用を進めていただきたい。

Ⅷ 特別支援教育について

- 支援学校の児童生徒の居住地校交流が進んでおり、地域の友達との学習を積むことによる相互理解が進むことを期待しています。また、卒業後の生活を考えて、学校だけでなく、地域でのサークル的活動やイベント等への参加についても情報提供をお願いしたい。
- 支援学校高等部卒業時点の就労(一般企業、A型事業所)では、ほぼ生徒の希望がかなっていることに長年の取り組みの成果を感じています。定着についても、就労先や関係機関等との連携により対策を進めていただきたい。
重度の障害のある人の生活介護事業所等への進路が、市町村によっては厳しい状況にあるように聞きます。重度の生徒の進路についても今後の卒業生を見据えた検討をしていただきたい。
- 障害福祉サービスを利用する小学校・中学校の児童生徒が増えてきています。小学校・中学校在学中に、各市町村で保護者を対象にした障害福祉サービスについての研修会を開催していただきたい。
教育関係—福祉関係—保護者の「トライアングル・プロジェクト」による連携の大切さを伝えていただきたい。

Ⅸ 国への要望について

- 障害基礎年金が主な収入になっている多くの障害者は、最近の物価の高騰で実質の収入減になっており、年金額引き上げ、住宅扶助や医療扶助的な加算給付の創設を検討していただきたい。
- これからの福祉を支えるための人材確保は大きな課題です。令和6年度の報酬改定において福祉関係に携わる職員増と給与改善を図っていただきたい。